

## 12. 高等学校等就学支援金等

(前年度予算額)	392,243百万円)
平成27年度要求・要望額	383,494百万円

### 1 要求要旨

高等学校等就学支援金制度等を着実に実施するとともに、高校生等への修学支援の充実を図る。

### 2 内容

#### (1) 高等学校等就学支援金制度関係 374,787百万円

高等学校等に在学する生徒に対して高等学校等就学支援金を支給することにより、家庭の教育費負担を軽減する。

- 高等学校等に在学する生徒に対して年額118,800円を支給（学校設置者が代理受領）。
- 保護者等の年収が910万円(※)以上程度（市町村民税所得割額 304,200円以上）の世帯の生徒に対しては、就学支援金を支給しない。
- 私立高等学校等に在学する生徒については、所得に応じて、支給金額を1.5～2.5倍した額を上限として支給する。

年収250万円(※)未満程度（市町村民税所得割 非課税）	297,000円（2.5倍）
年収250～350万円(※)未満程度（市町村民税所得割額 51,300円未満）	237,600円（2.0倍）
年収350～590万円(※)未満程度（市町村民税所得割額 154,500円未満）	178,200円（1.5倍）

【※年収は両親と子供2人の世帯の場合の目安】

- 平成26年3月以前から引き続き在学する生徒には、従前の制度を適用。
- 対象となる学校の範囲は、国公私立の高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3学年）、並びに専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くもの（専修学校高等課程、各種学校である外国人学校、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの）。

#### 【経費の内訳】

①高等学校等就学支援金交付金	290,985百万円
②公立高等学校授業料不徴収交付金	80,144百万円
③高等学校等就学支援金事務費交付金	3,658百万円

## (2) その他の高校生等への修学支援

8,707百万円

### ①特別支援教育就学奨励費の充実【再掲】

### ②海外の日本人高校生への支援

海外の日本人学校等に通う日本人高校生についても、広く高等学校段階の学びを支援する観点から、就学支援金に相当する額を支給する。

### ③学び直し等への支援

高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、法律上の高等学校等就学支援金支給期間36月（定時制・通信制は48月）の経過後も、卒業までの間（最長2年）、継続して授業料の支援等を行う（補助率10/10）。

### ④家計急変世帯への支援

保護者の失職、倒産などの家計急変により収入が激減し、低所得となった世帯に対し、都道府県等が授業料減免による緊急の支援を行う場合、就学支援金の支給額に反映されるまでの間、就学支援金と同様の支援を行うために必要な経費を補助する（補助率1/2）。

### ⑤高等学校奨学金事業の強化支援【新規】

各都道府県の高校生に対する奨学金事業を、安定的かつ永続的に実施するため、奨学金貸与に必要な原資を調達した際の利子補給や、返還金の回収率改善に向けた取組を国が支援する。

等

# 高等学校等就学支援金等

(前年度予算額 3,922億円)  
平成27年度要求・要望額 3,835億円

## 趣旨

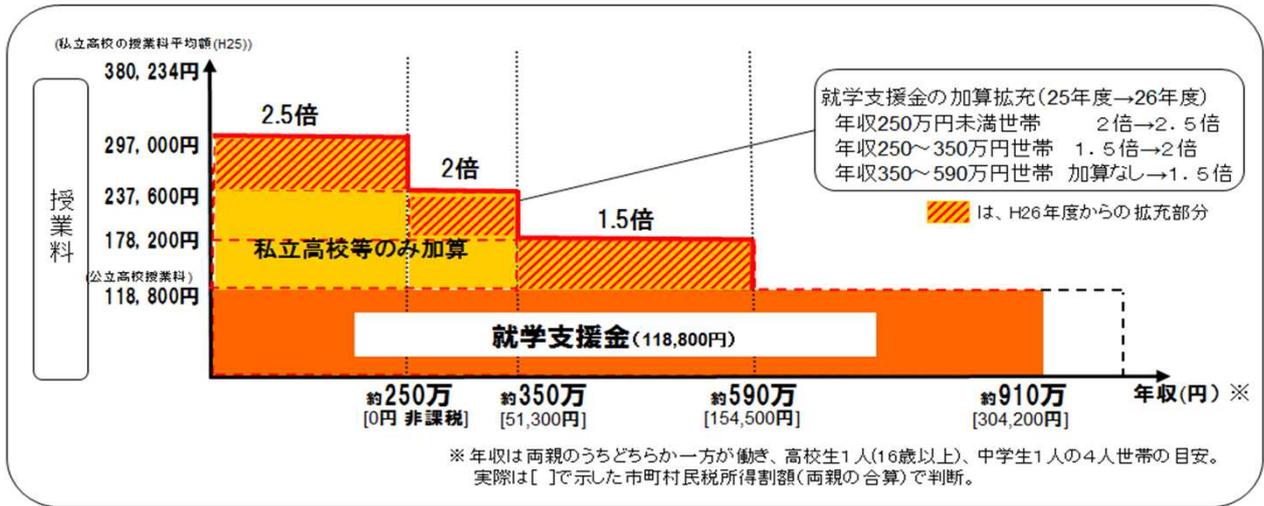
高等学校等就学支援金制度等を着実に実施するとともに、高校生等への修学支援の充実を図る。

## ◆高等学校等就学支援金制度関係

### 制度概要

高等学校等に在籍する生徒等に対して、高等学校等就学支援金を支給することにより、家庭の教育費負担の軽減を図る。

- ※1 年額118,800円を上限とするが、私立高校に通う低所得世帯及び中所得世帯の生徒等については所得に応じて59,400円～178,200円を加算して支給。
- ※2 年収910万円以上程度（市町村民税所得割額 304,200円以上）の世帯の生徒等については、所得制限を設定。
- ※3 平成26年3月以前から引き続き高等学校等に在学する者については、従前の制度を適用。



## ◆その他の高校生等への修学支援

### (1)特別支援教育就学奨励費の充実【再掲】

### (2)海外の日本人高校生への支援

海外の日本人学校等に通う日本人高校生についても、広く高等学校段階の学びを支援する観点から、就学支援金に相当する額を支給する。

### (3)学び直し等への支援

高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、法律上の高等学校等就学支援金支給期間36月(定時制・通信制は48月)の経過後も、卒業までの間(最長2年)、継続して授業料の支援等を行う(補助率 10/10)。

### (4)家計急変世帯への支援

保護者の失職、倒産などの家計急変により収入が激減し、低所得となった世帯に対し、都道府県等が授業料減免による緊急の支援を行う場合、就学支援金の支給額に反映されるまでの間、就学支援金と同様の支援を行うために必要な経費を補助する(補助率 1/2)。

### (5)高等学校奨学金事業の強化支援【新規】

各都道府県の高校生に対する奨学金事業を、安定的かつ永続的に実施するため、奨学金貸与に必要な原資を調達した際の利子補給や、返還金の回収率改善に向けた取組を国が支援する。等

# 13. 高校生等奨学給付金

(前年度予算額 2,804百万円)  
平成27年度要求・要望額 11,553百万円

## 1. 要求要旨

高等学校等就学支援金制度に所得制限を導入することにより捻出された財源を活用して、高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）を拡充する。学年進行により、第1学年、第2学年の生徒まで対象とするとともに、非課税世帯における第1子と第2子以降の給付額の差を解消することで、低所得世帯への更なる教育費負担の軽減を図る。

※給付額（年額）

第1子	37,400～38,000円	→	126,000～147,200円（改定）
第2子以降	126,000～147,200円		

## 2. 内容

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、各都道府県が実施する高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）事業に対して所要額を交付する（補助事業：国庫負担 1/3）。

### 【支給要件】

- 非課税世帯（特別支援学校高等部の生徒を除く）
- 保護者、親権者等が当該都道府県に在住していること
- 就学支援金支給対象である学校（高等学校、中等教育学校（後期課程）、高等専門学校（1～3学年）、専修学校（高等課程）等）に在学している者

### 【支給額】

- 生活保護受給世帯
  - ・国公立の高校生等 32,000円（年額）
  - ・私立の高校生等 52,500円（年額）
- 非課税世帯
  - ・国公立の高校生等 126,000円（年額）
  - ・私立の高校生等 147,200円（年額）
  - ・公立の通信制の高校生等 36,000円（年額）
  - ・私立の通信制の高校生等 42,600円（年額）

# 高校生等奨学給付金の拡充

(前年度予算額：28億円)

平成27年度要求・要望額：116億円【87億円増】

低所得世帯の高校生等の教育費負担を軽減するため、高等学校等就学支援金制度に所得制限を導入することにより捻出された財源を活用して、平成26年度より高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度を創設



## 【平成27年度概算要求】

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、各都道府県が実施する高校生等奨学給付金事業に対して所要額を交付（補助事業：国庫負担1/3）

生活保護受給世帯	公立	32,000円（年額）	私立	52,500円（年額）
非課税世帯（年収：約250万円未満）	公立	126,000円（年額）	私立	147,200円（年額）

## <拡充内容>

①対象者の拡大【40億円増】  
学年進行（1年次⇒1,2年次）

	26年度	27年度	28年度
3年次		3年次	3年次
2年次		2年次	2年次
1年次		1年次	1年次
	13.1万人	29.3万人	

②給付額の拡充【47億円増】  
非課税世帯の第1子と第2子以降の給付額の差を解消

	平成26年度		平成27年度要求	
生活保護受給世帯	公立	32,300円 ⇒	公立	32,000円
	私立	52,600円 ⇒	私立	52,500円
非課税世帯（第1子）	公立	37,400円 ⇒	公立	126,000円
	私立	38,000円 ⇒	私立	147,200円
非課税世帯（第2子以降）	公立	129,700円 ⇒	公立	126,000円
	私立	138,000円 ⇒	私立	147,200円

低所得世帯への更なる教育費負担の軽減を図る

## 14. 学校をプラットフォームとした総合的な子供の 貧困対策の推進

(前年度予算額 1,381百万円)  
平成27年度要求・要望額 4,447百万円

### 1. 要求要旨

家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることが、一人一人の豊かな人生の実現に加え、今後の我が国の成長・発展にもつながるものである。

子供の貧困対策に関する大綱を踏まえ、学校を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付け、①学校教育による学力保障、②学校を窓口とした福祉関連機関との連携、③経済的支援を通じて、学校から子供を福祉的支援につなげ、総合的に対策を推進するとともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を図る。

### 2. 内 容

#### (1) 義務教育段階の就学支援の充実(つなご(5)うプロジェクト)

3,875百万円(1,231百万円)

##### ①経済的支援の充実－学力向上への意欲を「つなぐ」－

2,226百万円(837百万円)

- ・学習活動支援費補助の創設【新規】〔補助率1/2〕

家庭における学習活動を支援するため、低所得世帯に対して、学習活動支援費(辞書・事典の購入費等)補助を創設

- ・要保護児童生徒援助費補助〔補助率1/2〕

##### ②学習支援の充実－子供と地域を「つなぐ」－ 266百万円(新規)

- ・学校支援地域本部を活用した学習支援の充実(学校・家庭・地域の連携協力推進事業の一部) [生涯学習政策局に計上]

特に、学習が遅れがちなどの中学生を対象として、大学生や教員OBなどの地域住民の協力による原則無料の学習支援(地域未来塾)を新たに実施(2,000箇所)〔補助率1/3〕

③就学支援体制の充実－貧困世帯と教職員を「つなぐ」－

5百万円（新規）

- ・就学支援に関する研修会の開催（151地域）〔補助率1／3〕  
教職員の子供の貧困問題に関する理解を増進するため教職員を対象とした研修会を開催

④教育相談体制の充実－貧困世帯と学校・教育委員会・福祉部局を「つなぐ」－

1,324百万円（394百万円）

- ・スクールソーシャルワーカーの配置拡充【再掲】〔補助率1／3〕  
福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを必要な全ての学校で活用できるように、今後段階的に配置を拡充（1,466人→4,141人）

小中学校のための配置（4,000人）、高等学校のための配置（94人）、  
質向上のためのスーパーバイザー（47人）

貧困対策のための重点加配（700人）【新規】

⑤生徒指導・進路指導の充実－貧困世帯と教員を「つなぐ」－

54百万円（新規）

- ・子供の貧困や虐待問題への対応の在り方に関する先進的調査研究の実施【再掲】  
スクールソーシャルワーカーを含め福祉の専門家が、学校と福祉にかかわる関係機関をコーディネートすることによる貧困・虐待問題に対する組織的な対応方法等について、地方公共団体、NPO、民間教育事業者等に先進的調査研究を委託（18箇所）

（2）高校生等の就職・就学支援等

571百万円（150百万円）

①中学校卒業予定者の進路指導の充実【再掲】 10百万円（新規）

中学校卒業後の就職先が未定の者等に対し、学校と福祉部局や労働部局とが効果的に連携し、学び直しや就労に向けた進路指導等を行うため、パンフレット等を作成・配布。

②多様な学習を支援する高等学校の推進事業経費 150百万円（新規）

生徒の多様な学習ニーズに応じた教育活動を展開する定時制・通信制課程の高等学校や総合学科を設置する高等学校における生徒への支援体制の充実を図り、生徒の学習意欲を向上させ、確かな学力を身につけさせるなど、高等学校教育の質の確保・向上に向けた一層の取組を推進する。

### ③補習等のための指導員等派遣事業（高等学校分）【再掲】

〔補助率 1 / 3〕

412百万円（150百万円）

学習や学校生活に課題を抱える生徒の学力向上、進路支援、就職支援等を目的とし、学校教育活動の一環として、補習・補充学習、進路選択への支援等を行うために、退職教員や学校と地域を結ぶコーディネーター、就職支援員など、多様な地域人材を高等学校等に配置する取組を推進する。

#### 《関連施策》

- ・教職員定数の改善（家庭環境や地域間格差など教育格差の解消200人）
- ・高等学校等就学支援金等
- ・高校生等奨学給付金
- ・幼児教育に係る保護者負担の軽減（幼児教育の無償化に向けた段階的取組）
- ・特別支援教育就学奨励費負担等

（参考：復興特別会計）

#### ※被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金

〔補助率 10 / 10〕

9,122百万円（3,296百万円）

東日本大震災で被災し、経済的に就学が困難な幼児児童生徒の就学機会を確保するため、幼稚園児への就園支援、小中学生に対する学用品費等の援助、高校生に対する奨学金支給、特別支援学校等に在籍する児童生徒等への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などを実施する。（基金が終期を迎えたことを踏まえ、従来の基金方式を見直し全額国庫負担の単年度の交付金事業として実施）

# 子供の貧困対策(義務教育段階の就学支援の充実)～つなご(5)うプロジェクト～

H27概算要求額 38.8億円(+26.4億円)

学校を子供の貧困対策のプラットフォームと位置づけて、「つなご」をキーワードに5つの「**充実する**」対策を推進

## 【基本的な環境整備】教職員と外部人材であるスクールソーシャルワーカーが連携した貧困対策の実施

### ■就学支援体制の**充実**【H27要求:0.1億円(新規)】

一貧困世帯と教職員を「つなご」  
子供の貧困問題に関する理解増進を図るための**就学支援に関する教職員の研修会の開催**(151地域)【新規】  
[補助率1/3]

※研修会の開催のほか、国として「就学援助ポータルサイト(仮称)」を整備。

## 【子供の学力保障】家庭や地域における学習活動により貧困世帯の子供の学力が向上

### ■経済的支援の**充実**【H27要求:22.3億円(+13.9億円)】

一学力向上への意欲を「つなご」  
家庭における学習活動を支援するため、**低所得世帯の児童生徒(約38万人)に対して、学習活動支援費(辞書・事典の購入費等)補助の創設**【新規】[補助率1/2] ※要保護児童生徒援助費補助についても引き続き実施



### ■教育相談体制の**充実**【H27要求:13.2億円(+9.3億円)】

一貧困世帯と学校・教育委員会・福祉部局を「つなご」  
**福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの配置拡充**(1466人→4141人 貧困対策のための重点加配700人)[補助率1/3]  
**5年間の目標:平成31年度末までに1万人の配置を目指す**

### ■学習支援の**充実**【H27要求:2.7億円(新規)】

一子供と地域を「つなご」  
学校支援地域本部を活用し、家庭での学習習慣が十分に身につけていない中学生を対象に、**大学生や教員OB等の地域住民の協力による原則無料の学習支援(地域未来塾)を新たに実施**(2,000中学校区)[補助率1/3]  
**5年間の目標:平成31年度末までに5,000中学校区を目指す**

※あわせて、家庭環境等による教育格差の発生を防ぐため、きめ細かな指導等を強化するための教員定数を新たに措置【H27要求:200人】

## 【生徒指導・進路指導】教員の組織的対応による貧困対策の実施

### ■生徒指導・進路指導の**充実**【H27要求:0.5億円(新規)】

一貧困世帯と教職員を「つなご」  
スクールソーシャルワーカーが学校と福祉にかかわる関係機関をコーディネートすることによる**貧困・虐待に対する組織的な対応方法等について先進的調査研究を委託**【新規・18箇所】

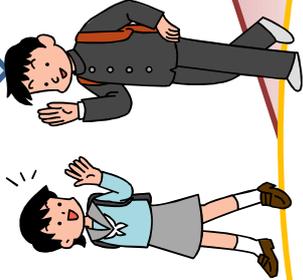
# 幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減を目指す

貧困の世代間連鎖を断ち切り、我が国の将来を支える人材に！



高等学校等就学支援金制度のほか、低所得世帯を対象とした「高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)制度」により支援  
【H27要求:116億円(+87億円)】

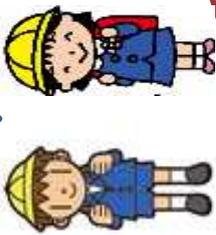
「高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)制度」の充実



高等学校段階

低所得世帯に対する学習活動支援費補助、「就学援助ポータルサイト(仮称)」の整備などを通じて、各市町村における就学援助等を充実  
【H27要求:22億円(+14億円)】

就学援助等の充実



義務教育段階

世帯の経済的状況にかかわらず、すべての子供が安心して幼児教育を受けられるよう、幼稚園・保育料を段階的に無償化  
【H27要求:対象範囲等の具体的内容については、予算編成過程において検討】

幼児教育の段階的無償化



幼児期

無利子奨学金の一層の充実  
より柔軟な所得連動返還型奨学金制度の導入  
授業料減免の充実 等

高等教育段階

意欲と能力のある学生が経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、より柔軟な所得連動返還型奨学金制度の導入に向けた対応を加速するとともに、無利子奨学金や授業料減免の充実を図る。  
【H27要求:(無利子奨学金)3244億円(+177億円)】  
【H27要求:(授業料減免)430億円(+7億円)】

誰もがいつでも、希望する質の高い教育を受けられる社会を実現

# 多様な学習を支援する高等学校の推進事業経費

(平成27年度概算要求額:1.5億円)(新規)

◆目的 教育再生実行会議第四次提言(平成25年10月)、中央教育審議会高等学校教育部会審議まとめ(平成26年6月)、子ども貧困対策の推進に関する法律に基づく大綱(平成25年8月末閣議決定予定)を踏まえ、生徒の多様な学習ニーズに応じ確かな学力や学習意欲の向上等を生徒に身に付けさせるなど、高校教育の質の確保・向上に向けた一層の取組を推進。

## (1) 定時制・通信制課程における支援・相談体制構築事業(65百万円)

専門的・集中的な支援

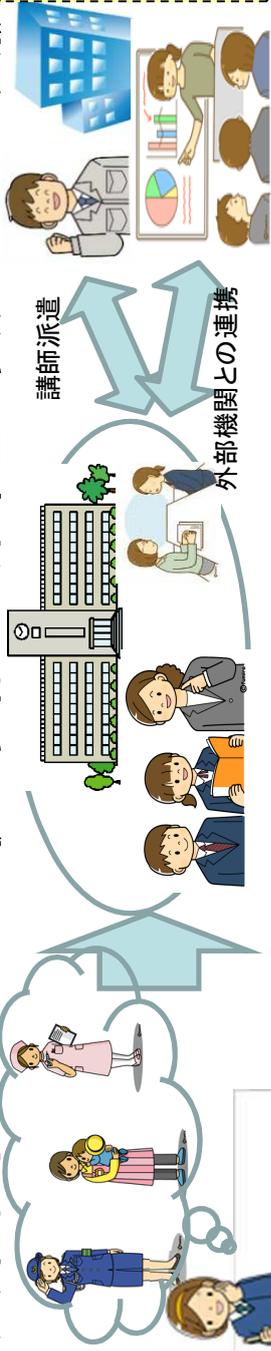


不登校や中退経験者、特別な支援を要する生徒

定時制・通信制課程の高等学校において、きめ細やかなケアを必要とする生徒一人一人に対する、専門的かつ集中的な支援を行う専門人材を常駐させ、教職員間の連携を図るなど学校全体における総合的な取組を推進し、その教育的効果について調査研究を実施。また当該学校が地域の拠点校として地域全体における定時制・通信制の一層の振興を推進。

○指定学校数:8校

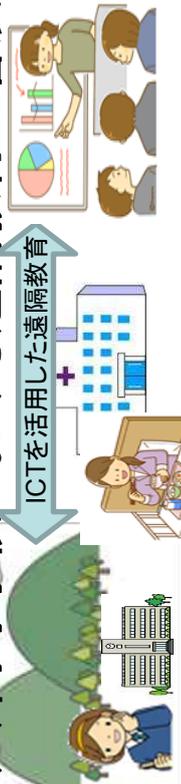
## (2) 総合学科における生徒の多様な進路希望の実現に向けた支援体制充実事業(22百万円)



総合学科の高校において個々の生徒の興味・関心や進路希望に応じた指導を行うための教員の資質向上や学校外教育機関等との連携を推進し、支援体制を充実。

○指定地域数:20地域

## (3) 高等学校における遠隔教育の普及推進に関する調査研究(63百万円)



全日制・定時制課程の高校におけるICTを活用した学習効果を高める遠隔教育について調査研究を実施し、遠隔教育の普及促進を図る。

○指定学校数:10校

# 補習等のための指導員等派遣事業(高等学校等)

(平成27年度概算要求額:4.1億円)

## ～ 高等学校等の支援体制整備 ～

地域の退職教職員、社会人、教員志望の大学生など

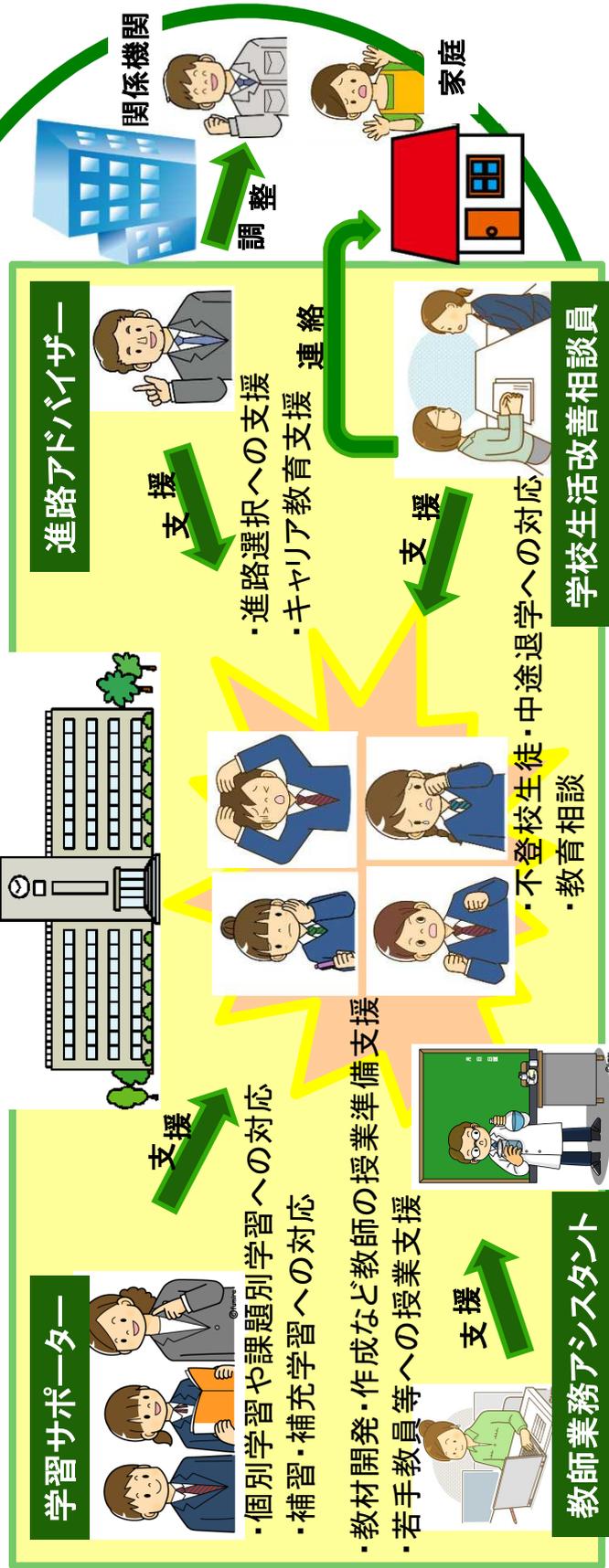
〔活用の例〕

学習指導等

進路指導等

高等学校等

学習の定着や学習意欲が十分でない生徒、不登校生徒・中途退学者の多い学校



学習や学校生活に課題を抱える生徒の学力向上、進路支援等を目的とし、学校教育活動の一環として、補習・補充学習、進路選択への支援等を行うために、退職教職員や学校と地域を結ぶコーディネーターなど、多様な地域人材を高等学校等に配置する事業経費の一部を補助

○配置人数:1,000人(4.1億円) ○事業主体:都道府県及び政令指定都市

○補助割合:1/3(地方負担分については、地方交付税により、財政措置を講じることとしている)

# 被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金

平成27年度概算要求額：91億円(前年度予算額：33億円)

【東日本大震災復興特別会計】

## <事業概要>

- 東日本大震災により経済的理由から、就学等が困難となった世帯の幼児児童生徒に、就学支援等を実施
- 復興庁行政事業レビュー「公開プロセス」とりまとめ結果を踏まえ、複数年度分の所要額を措置した従来の基金方式を見直し、単年度の交付金事業として「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」に必要な平成27年度の所要額を概算要求
- 既存の就学支援事業等において、震災に伴う対象者増や単価増に伴う都道府県等の負担を交付金として全額国庫で支援

## <参考>

- 平成26年度までは「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」として、平成23年度から26年度までの4年間で総額約444億円を措置し、既に都道府県に設置されている高校生修学支援基金(平成26年度末終期)において区分経理した上で資金を管理

## <具体的施策>

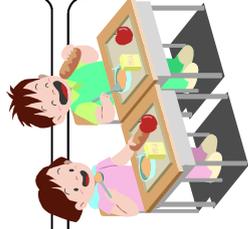
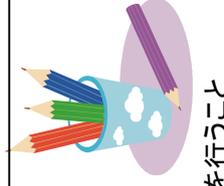
### 【幼稚園】

- (対象者) 震災により幼稚園への就園支援が必要となった世帯の幼児  
(震災により所得階層区分が変更となった世帯の幼児も含む)  
(補助率) 10/10  
(対象経費) 保育料、入園料  
(対象事業) 市町村等において行う幼稚園就園奨励事業



### 【高等学校】

- (対象者) 震災により修学困難となった生徒  
(補助率) 10/10  
(対象事業) 都道府県において行う奨学金事業  
※ 都道府県において、貸与要件の緩和や返還時の柔軟な対応を行うことで、手厚い修学支援が可能



### 【特別支援(幼・小・中・高)】

- (対象者) 震災により就学困難となった幼児児童生徒  
(震災により支弁区分が変更となった者も含む)  
(補助率) 10/10  
(対象事業) 都道府県等において行う就学奨励事業

### 【小・中学校】

- (対象者) 震災により就学困難となった児童生徒  
(補助率) 10/10  
(対象費目) 学用品費、通学費、学校給食費、医療費等  
(対象事業) 市町村において行う就学援助事業  
※ 通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む



### 【私立学校】

- (対象者) 震災により就学等困難となった幼児児童生徒  
(補助率) 10/10  
(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業



### 【専修学校・各種学校】

- (対象者) 震災により、職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒  
・ 専修学校高等課程・専門課程・修業年限1年以上  
・ 専修学校一般課程・各種学校：原則修業年限2年以上  
(補助率) 高等課程(10/10)、その他の課程(2/3)  
(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業